

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年12月3日
事業者の氏名又は名称	キューソー四国株式会社
事業者の所在地	香川県綾歌郡宇多津町2628-994
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡宇多津町2628-994
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年10月30日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)</p> <p>(2)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。